

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

| | |
|------------|-------------------------|
| 事業所又は施設名 | 千鳥橋病院附属たちばな診療所 |
| 申請するサービス種類 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業 |

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、苦情受付責任者を置いています。また苦情受付責任者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようになります。

・窓口設置場所

・窓口開設時間 平日：午前9時～午後17時 土曜：午前9時～午後13時

・対応者 苦情受付責任者 たちばな診療所事務長 電話 092-962-5211 (FAX) 092-962-5115
苦情解決責任者 福岡医療団介護福祉部部長 電話 092-651-9807
(FAX 092-651-9853)

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情原因の把握 当日又は時間帯によっては翌日利用者宅に訪問し、受けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③ 改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得、改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。

(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。)

④ 解決困難な場合

適宜、担当の介護支援専門員又は保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。

⑤ 再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

3 その他参考事項

普段から苦情が出ないよう、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛ける。

① 毎日の朝礼で重要伝達事項の確認を行う。

② 従業者の資質の向上のための研修機会を確保する。

③ 利用者のプライバシーを保護するため、職員の守秘義務の徹底を図る。

4 公的機関の相談窓口

○各保険者

新宮町役場 電話 092-962-0231

古賀市役所 電話 092-942-1111

福岡市介護保険課 電話 092-733-5452

福岡県介護保険課 電話 092-643-3320

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 電話 092-642-7859